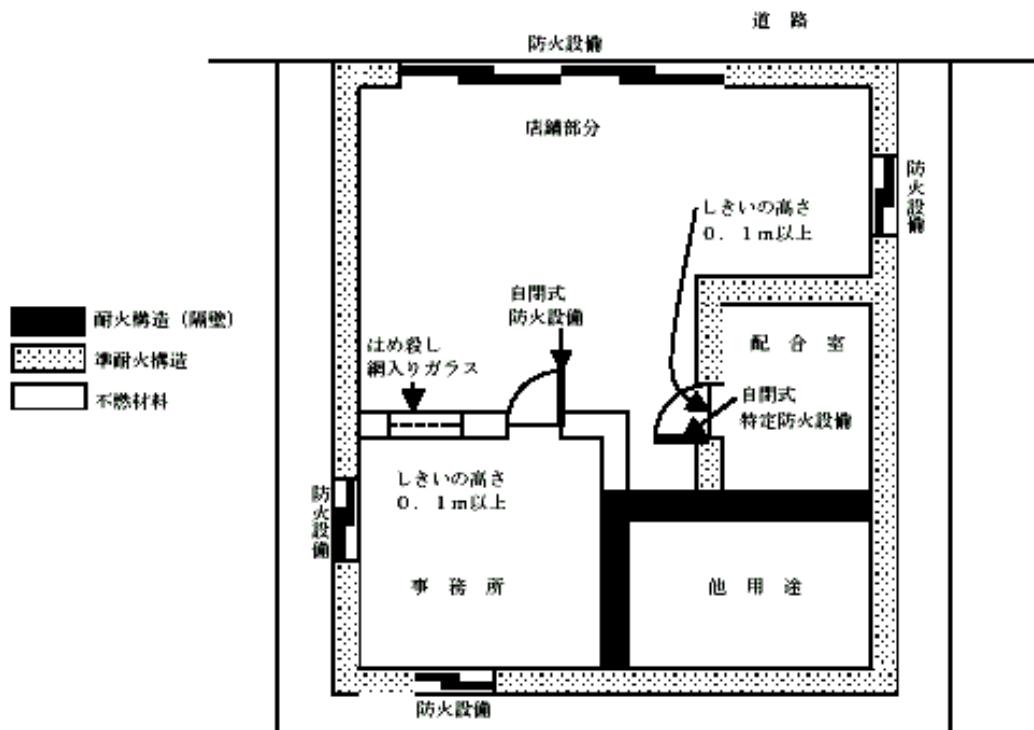


## 第13 販売取扱所（危政令第18条）

### 1 第一種販売取扱所（危政令第18条第1項）

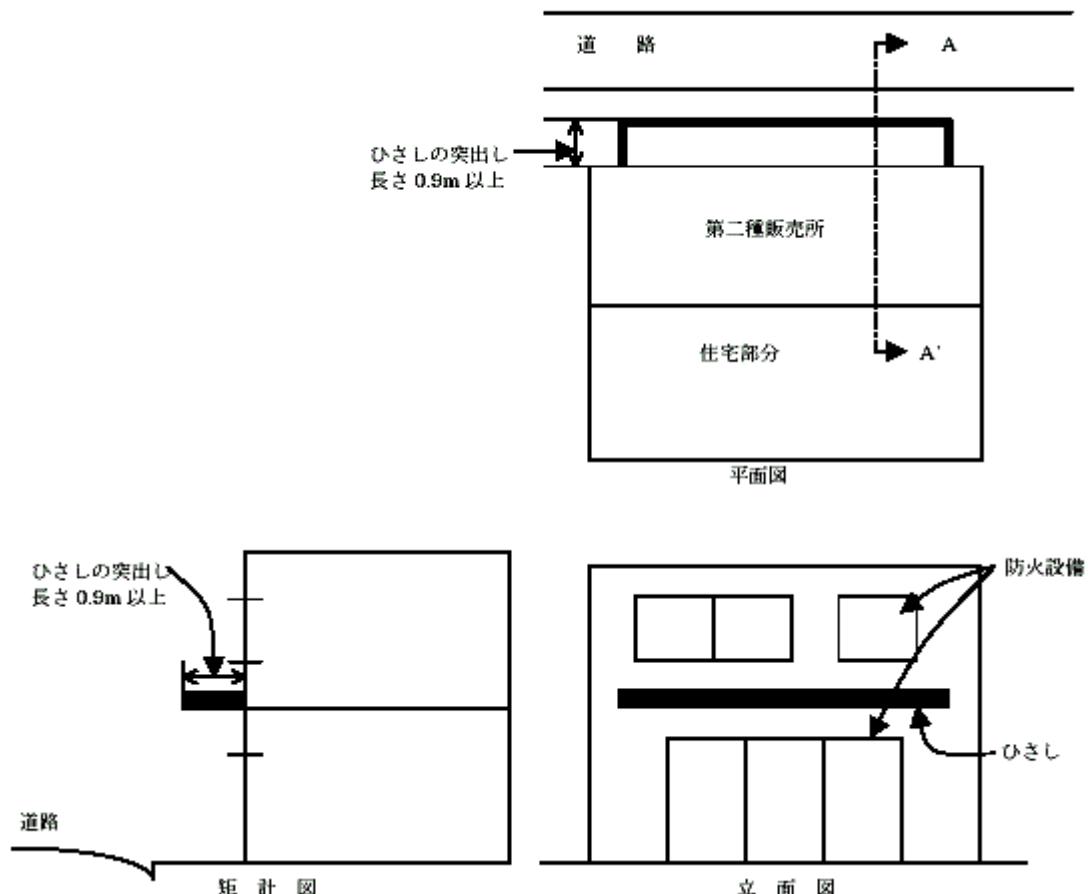
- (1) 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危政令第18条第1項第3号に規定する壁の構造に準じたものとするよう指導する。
- (2) 危政令第18条第1項第3号ただし書の規定による隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）出入り口を設ける場合は、自閉式の特定防火設備とすること。
- (3) 他用途部分との隔壁には必要最小限の監視用の窓（網入りガラスのはめごろし戸とし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの）を設けることができる。
- (4) 販売取扱所の用に供する部分の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするよう指導する。
- (5) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができます。
- (6) 販売取扱所に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次により指導する（第13-1図参照）。
  - ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。
  - イ 出入口には、自閉式の防火設備を設ける。
  - ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。
  - エ 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスのはめごろし戸とする。
  - オ 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とする。



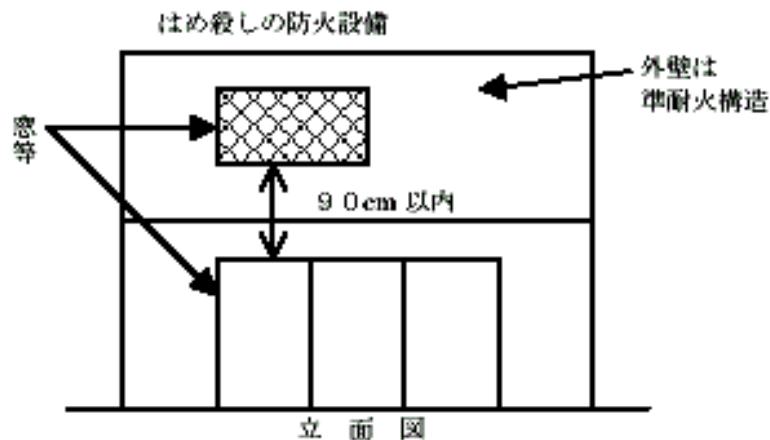
第13-1図 事務室の設置例

## 2 第二種販売取扱所（危政令第18条第2項）

- 前1 ((2)を除く。)によるほか、次によること。
- (1) 第二種販売取扱所の設置位置は、道路に面している場所等とし、敷地の奥まった場所にならないよう指導する。
- (2) 上階への延焼を防止するための措置
- 危政令第18条第2項第2号に規定する上階への延焼を防止するための措置としては次による方法がある。
- ア 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける等の方法（第13-2-1図参照）。
- イ 上階の外壁が準耐火構造（危政令第18条第1項第3号に規定する準耐火構造をいう。）であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にはめごろしの防火設備が設けられている方法（第13-2-2図参照）。



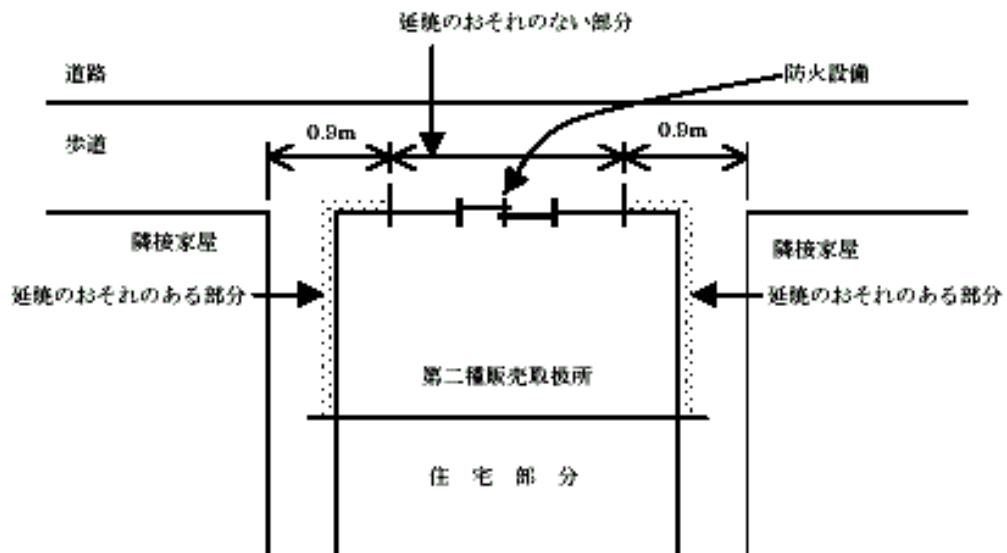
第13-2-1図 上階への延焼を防止するための措置例



第13-2-2図 上階への延焼を防止するための措置例

## (3) 延焼のおそれのない部分

販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9m以上である取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分としてみなすことができる。（第13-3図参照）。

第13-3図 「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び  
「延焼のおそれのない部分」の例